

○下呂市建設工事請負業者選定要領

平成16年3月1日訓令第30号

改正

平成16年9月1日訓令第66号

平成18年3月31日訓令第9号

平成19年5月2日訓令第5号

平成21年6月4日訓令第8号

平成21年7月29日訓令第9号

平成27年6月1日訓令第12号

平成28年3月24日訓令第4号

下呂市建設工事請負業者選定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市の発注する建設工事（以下「市工事」という。）の請負契約を締結する場合における一般競争入札及び指名競争入札並びに随意契約の見積りに参加する建設業者（以下「業者」という）の等級格付及び選定に必要な事項を定める。

(等級格付)

第2条 市工事及び業者の等級格付は土木工事、建築工事、電気工事、管工事及び舗装工事についてはA、B、Cの等級により、別記のとおりとする。

2 前項に定める工事以外の市工事については、必要に応じ、各所属において、等級格付を設けることができる。

3 等級格付を設けない種類の市工事については、土木一式工事に準じて扱うこととし、この場合における格付点数は客観点数による。

(格付点数)

第3条 格付点数は、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく経営事項審査に記載された総合評定値とする。

1 格付等級の公表

業者の等級格付を行った場合は、別に定めるところにより格付等級を公表する。

(業者の選定)

第4条 業者の選定は、建設工事入札参加資格者名簿に登載したもののうちから、次の要領で行う。

1 選定の方針

業者の選定は、次の方針に基づき、それぞれの工事の条件を考慮して行う。

(1) 市工事に見合った優良な業者の選定

工事の種類、規模等の条件に応じて、工事経歴等を考慮して優良な業者を選定する。

(2) 施工見込みの確実な業者の選定

業者の施工能力、手持工事及び経営の状況等を考慮して、施工見込みの確実な業者を選定する。

(3) 地元業者の優先

合理的な施工及び地域産業の振興を図るため、市内業者を優先的に選定する。なお、市外業者を選定する必要がある場合には、県内に営業所等を有する業者を優先的に選定する。

2 選定の基準

業者の選定は、1 選定の方針に基づき、市工事の等級に対応する等級の業者から行う。

3 選定基準の特例

次の各号のいずれかに該当する場合は、2 選定の基準にかかわらず、上位又は下位の等級の業者を選定することができる。

(1) 特殊な工事で他に適当な業者がない場合

(2) 施工中の市工事に関連した市工事、継続工事等で、当該業者を選定することが適当と認められる場合

(3) 災害直後で緊急に施工する応急工事又は本工事に選定する場合

(4) 各部局がその実情に応じ、選定基準を定めて選定する場合

(5) 市工事の等級に対応する等級の業者の選定が困難な場合

(測量業者等の選定)

第5条 測量、地質調査、建設コンサルタント、建築設計等に係る業者の選定は、建設工事入札参加者として登録された事業者のうちから、前条1 選定の方針の規定を準用し、次の要領で行う。

1 選定の基準

(1) 業種又は部門別に選定することを原則とするが、その選定が困難又は適当でないと認められる場合は、類似の業種又は部門の業者を選定することができるものとする。

(2) 業種又は部門に対応する業者がない場合又は特別な理由のある場合は、この基準によらないことができるものとする。

附 則

この訓令は、平成16年3月1日から施行する。

附 則（平成16年 9 月 1 日訓令第66号）

（施行期日）

この告示は、平成16年 9 月 1 日から施行し、平成16年 7 月 1 日から適用する。

附 則（平成18年 3 月31日訓令第 9 号）

この訓令は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 5 月 2 日訓令第 5 号）

この訓令は、平成19年 5 月 2 日から施行し、平成19年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成21年 6 月 4 日訓令第 8 号）

この訓令は、平成21年 6 月 4 日から施行し、平成21年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成21年 7 月29日訓令第 9 号）

この訓令は、平成21年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 6 月 1 日訓令第12号）

この訓令は、平成27年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月24日訓令第 4 号）

この訓令は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

別記（第 2 条関係）

1 土木一式工事

等級格付	工事費	格付点数
A	2, 500万円以上	800点以上
B	500万円以上～2, 500万円未満	650点以上～799点以下
C	500万円未満	649点以下

2 建築一式工事

等級格付	工事費	格付点数
A	5, 000万円以上	750点以上
B	1, 000万円以上～5, 000万円未満	600点以上～749点以下
C	1, 000万円未満	599点以下

3 電気工事

等級格付	工事費	格付点数
A	500万円以上	600点以上
B	500万円未満	599点以下

4 管工事

等級格付	工事費	格付点数
A	500万円以上	700点以上
B	500万円未満	699点以下

5 舗装工事

等級格付	工事費	格付点数
A	500万円以上	700点以上
B	500万円未満	699点以下